

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2010.11.10(水)
No.177

来年度 205日でどうなるの?

—実施凍結求め市教委と4度目の交渉—

10月29日、市教組は「205日問題」で教育委員会と4度目の交渉を行いました。裏面に今回の要求項目と市教委の回答を載せました。重点4項目でやりとりがありました。(左の表参照)

サンプルは1校のみ

市教委は、授業日数205日以上の根拠を年間授業時数から算出して決めた、と述べました。「新教育課程に係る在り

ゆとりを 持たせるには

ゆとりが生まれるのでしょうか。

205日以上の凍結を求める 第2次要求重点項目

全要求項目と回答は裏面に掲載

- 「新教育課程に係る在り方検討委員会」内での審議過程で「授業日数205日以上」になった具体的根拠を明らかにすること。
- 給食の実施についてどう考えているのか明らかにすること。万が一実施する場合、調理員の労働条件にかかわる問題であり、当該組合との交渉が必要であるが、交渉を実施したのか明らかにすること。また教職員の学期末事務の時間を保障する意味でも、現行以上短縮日課の実施が求められるが、このことについての見解を示すこと。
- ゆとりをつくるためには、現在の週時数を減らすべきと考えるが、このことについての見解を示すこと。
- 振替休業日のない土曜日の授業は行わないこと。

方検討委員会」で出された小学5年の年間授業時数は1116時間でした。

交渉の中でこの時数の数字の根拠を示すよう要求しました。教育委員会は「数字はサンプルとして、任意の1校のものである」と回答しました。1校の数字を根拠として205日以上とするのは大問題です。客観的な根拠とは到底いえません。

交渉で、授業日数を増やすのは「学校生活のゆとり確保」教育活動の充実をもたせるため、と回答しました。週時数が28時間で本当にゆとりがあるのでしようか。

交渉で「教育課程の編成権は学校にあり、学校によって違ってよい。週当たりの週時数が27時間になる場合もある」ことを確認しました。

給食の民間委託校もあり、光熱費も含め予算がさらにかかりますが、補正予算で対応すると回答しました。毎年教育予算が容赦なく削減されています。

給食はどうなる

給食回数は来年度増えることになりました。何日増えるかは未定と回答しました。しかし、給食回数の増で給食費の値上げは確定的です。暑い時期は給食室はたいへんな状態になります。給食調理員の労働条件の悪化は必定的です。

土曜日授業で

私たちの勤務は

私たちの労働条件は、労働基準法と「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」(以下「勤務条例」)で決められています。現在週38時間45分勤務になっています。4時間の土曜勤務をすれば週の労働時間は42時間45分になり、これ自体で労働回数の増にかかわって、1学期末の短縮日が1日ないし2日増えることになるだろうと回答しました。

職場の声は…



基法に反します。当然代休措置が執られなければ労働基準法違反です。

授業日数205日以上では振替休業日を設けない土曜勤務が想定されています。振替休業日がないので、日曜のみ休日です。

「勤務条例」の5条には「教育委員会は、…週休日及び勤務時間の割振りには、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設定しなければならない。」とあり、後16週で振替えを取得するとの市教委の主張は、労働基準法の原則からの逸脱です。

子どもの声は聞かず

「開校記念日」が授業

日となり、夏休みも6日少なくなることで、児童・生徒は負担が増えると感じることでしょう。

「授業を受けるのはわたしたちだ」「開校記念日にはお父さんが休みを取って家族で出かけていたのに」。市教委は児童・生徒の声は届いていません。

11日校長会で説明

11日には校長会が開かれ、205日問題について説明がされています。来年度の教育課程や年間指導計画を立てていく上で、また子どもたちの生活や私たちの勤務条件を考えるうえで、明確な説明責任を問うていかなくてはなりません。

「授業日数205日以上」の凍結を求める第二次要求と回答

1. 「改正」前の学校管理規則でも十分に授業時数は確保できるものであり、「改正」後の学校管理規則は内容的にも十分検討されたものとは言えない拙速なものです。「授業日数205日以上」と決めた管理規則の施行を直ちに凍結すること。

学校生活のゆとりを確保し、教育活動の充実を図るため、学校管理規則の改正を行ったところであります。【指導1課】

2. 「新教育課程に係る在り方検討委員会」内での審議過程で「授業日数205日以上」になった具体的根拠を明らかにすること。

学校生活のゆとりを確保し、教育活動の充実を図ることを目的に、現在の状況、学習指導要領の改訂内容などを総合的に判断し、年間授業日数205日以上としました。【教育総務課】

3. 標準授業時数はあくまでも標準あり、このことと「授業日数205日以上」と定めたこととの関連を明らかにすること。また、「原則として」を付けた意味を明らかにすること。

各教科等の授業時数並びに各学年における総授業時数は、学校教育法施行規則で示されております。休業日は学校教育法施行令の規定により、決めました。「原則として」は、教育委員会がやむをえないと認めた場合を除くことを意味するものです。【指導1課】

4. 夏休みを減らすことで、子どもたちの生活や地域行事、保護者への配慮をどう考えているのか、納得のいく説明が必要であると考え、今後の対応について具体的な見解を示すこと。

今後とも、校長会、教育課程検討会議等を通して、情報提供及び意見の聴取に努めてまいります。【指導1課】

5. 夏休みが短縮される期間は中学校の部活動の大会期間に重なり、実質的に授業日数の確保にはならないと考えるが、このことについての見解を示すこと。

さいたま市予選会も授業日に行われており、県大会も同様であると考えております。【指導1課】

6. 猛暑の期間に児童・生徒を登校させることに問題があると考え、なぜ夏休みのはじめに授業日を入れたのか、このことについての見解を示すこと。

現行学習指導要領全面実施以降、「教育課程検討会議」において、校長会のご意見をいただきながら、2学期制をはじめ、開校記念日の取扱い、夏季休業日の短縮等、様々な方策について、検討してまいりました。平成20年度からは、「新教育課程に係る学校教育の在り方検討委員会」及び「教育課程検討会議」等をとおして、校長会の代表、PTA協議会の代表の方等の意見をいただき、協議して決定いたしました。【指導1課】

7. 給食の実施についてどう考えているのか明らかにすること。万が一実施する場合、調理員の労働条件にかかわる問題であり、当該組合との交渉が必要であるが、交渉を実施したのか明らかにすること。また教職員の学期末事務の時間を保障する意味でも、現行以上短縮日課の実施が求められるが、このことについての見解を示すこと。

学校給食につきましては、PTA等の意向も踏まえ、実施回数を増やす方向で検討を進めております。学期末の短縮日の確保につきましては、校長会やPTA代表等で構成するさいたま市学校給食運営研究会の協議による、学校給食の開始日と終了日の調整等に対応していただいております。なお、この件に関して交渉は実施しておりません。【健康教育課】

8. ゆとりをつくるためには、現在の週時数を減らすべきと考えるが、このことについての見解を示すこと。

各学校の教育課程は、学校の教育目標や実態を踏まえて校長が編成することになります。【指導1課】

9. 県教委との交渉の中で、開校記念日は「授業は行わない」とした合意があり、教職員の負担を考えると問題がある。このことについての見解を示すこと。

このような合意については承知しておりません。【教職員課】

開校記念日を勤務を要する日とした件で、埼教組と県教委は交渉を実施しました。「年間総労働時間短縮からは逸脱する。教職員の負担増になるようなことにはしない」と回答しました。

10. 振替休業日のない土曜日の授業は行わないこと。

教育委員会は、学校週5日制の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域社会が相互に連携を図る視点を明確にした授業を実施する場合には、教育課程に位置付けられた授業として承認します。【指導1課】